

第1回 湯沢市コンパクトなまちづくり計画策定庁内検討会 主な意見と対応方針

1. 都市計画マスタープランの全体構想（素案）について

- ・全体構想の「土地利用の方針」において、商業系土地利用で文化交流拠点が位置づけられているが、事前配布資料の『参考資料：都市の現状把握及び将来見通しに関する分析』（以下、『参考資料』）において、生涯学習センター等の教育施設や、文化会館等の文化施設の分析が見当たらない。また、スポーツ施設等のレクリエーション施設が、「観光」で位置づけられているのはなぜか。

《対応方針》

- ⇒「生涯学習センター・コミュニティセンター」「文化施設」について追加分析を行い、『参考資料』及び『資料2：都市計画マスタープランの全体構想の考え方』（以下、『資料2』）に追記を行った。（別紙1）
- ⇒『参考資料』の「レクリエーション施設」は、「観光」の位置づけから「都市機能」の位置づけに変更した。

- ・人口減少や高齢化社会の中にあり、持続可能なまちの実現に向けて、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すとのことだが、今回の説明や資料は、あくまで現状を維持するためのもので、コンパクトシティに向けた方策等は見当たらないと思われた。その部分については必要ないということか。

《対応方針》

- ⇒今回の計画では、4地域の各拠点を中心にコンパクトなまちづくりを進めていくことが、人口減少や高齢化社会に対応した方策であり、全体構想の「将来都市構造図」においてその方針を示すとともに、「まちづくりの基本方針」の各方針においても、「持続可能なまちづくり」をキーワードとして、コンパクトシティの形成を示唆している。

- ・企画課では、今後「国土利用計画」の見直しを予定しているため、それとの整合をはかっていく必要がある。

《対応方針》

- ⇒「国土利用計画」の見直しに伴い整合を図るため、次回庁内検討会に向け、資料の提供をお願い致します。

- ・今回の資料においては、「上水道」が出てこないが、それはなぜか。水道事業等の計画との調整はどのように図るのか。

《対応方針》

- ⇒『参考資料』において、追加分析を行い『資料2』において、方針を追記した。（別紙1）

2. 立地適正化計画で設定する誘導区域について

- ・土砂災害特別警戒区域を含める4つの区域は、「居住誘導区域に含めない区域」としているが、洪水浸水想定区域は居住誘導区域に含めてもいいものなのか。

《対応方針》

⇒土砂災害特別警戒区域を含める4つの区域は、『第8版都市計画運用指針（国土交通省：平成27年1月）』において、「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」区域として挙げられているのに対し、洪水浸水想定区域については、「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」区域とされている。また、本計画の当該地域については、想定浸水深は3.0m未満であり、洪水氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域（家屋倒壊等をもたらすような洪水氾濫の発生が想定される区域）に指定されていないことから、事前の想定が可能な氾濫に対しては、避難誘導も可能であると考えられる。また、他都市の計画（別紙1）においても、浸水想定区域を居住誘導区域に含める事例が見られることから、本計画においても、現時点では当該地域を居住誘導区域に含めるものとして考えている。

- ・居住誘導区域のうち、鉄道を挟む東西地域それぞれにおける、面積及び人口密度を示してほしい。また、東西地域それぞれにおける20年後の目標人口も示してほしい。

《対応方針》

⇒居住誘導区域内の湯沢駅西側東北中央自動車道西側及び東側、湯沢駅東側の3地域において、区域全体及び可住地の2パターンで、面積及び人口密度の算出を行った。（別紙1）算出の結果、湯沢駅西側東北中央自動車道西側及び東側、湯沢駅東側について、面積はそれぞれ80.0ha、81.4ha、183.8ha（可住地：51.0ha、54.8ha、125.9ha）となった。人口密度については、それぞれ、現在で24.5人/ha、32.1人/ha、26.7人/ha（可住地：38.5人/ha、47.7人/ha、39.0人/ha）となっており、現状趨勢の場合の20年後で17.0人/ha、21.8人/ha、14.9人/ha（可住地：26.7人/ha、32.4人/ha、21.7人/ha）となった。

⇒各地域の20年後の目標人口については、今後の検討事項に含まれるため、次回庁内検討会において提示する。